平成２３年（フ）第１５４７号
京都市中京区堺町通姉小路下る大阪材木町687番地　第二パールハイツ上杉101号、前住所京都市上京区一条通浄福寺東入南新在家町345番地　アーベインハウス103号
債務者　ラウンジマリーポーサことカラグダグニタイロレタこと　ＣＡＲＡＧＤＡＧ　ＮＩＴＡ　ＩＬＯＲＥＴＡ
１　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５７６号
京都市西京区樫原山ノ上町35番地２
債務者　船越睦雄こと　船越　睦夫
１　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５０号
京都市伏見区向島清水町47番地の１　向島市営住宅11―４棟604号
債務者　櫻内　小春
１　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８２０号
兵庫県尼崎市大庄北１丁目10番２号、前住所兵庫県尼崎市大西町１丁目12番３号
債務者　大道　奈央
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９４０号
兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目１番13―108号
債務者　西本　長會
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９４１号
兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目１番13―108号
債務者　西本　信子
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５８号
奈良市大安寺３丁目３番２―105号
債務者　石脇英一郎
１　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２５４号
松江市大庭町83番地１　メープル３Ａ号室
債務者　黒川　　透
１　決定年月日時　平成23年11月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６７号
松江市八雲町熊野287番地13
債務者　桐原　幸治
１　決定年月日時　平成23年11月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５１号
広島県三原市和田２丁目１番25号
債務者　森本　敏広
１　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第４３０号
愛媛県松山市松末１丁目13番26号
債務者　美佐田由紀
１　決定年月日時　平成23年11月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４７号
愛媛県松山市春美町１番６号
債務者　牧野　真行
１　決定年月日時　平成23年11月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４８号
愛媛県松山市道後一万５番15号
債務者　篠﨑　妙子
１　決定年月日時　平成23年11月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５７号
愛媛県松山市星岡２丁目12番33号
債務者　堀田　美衣
１　決定年月日時　平成23年11月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６６号
愛媛県松山市衣山１丁目２番13号　衣山駅前マンション711号
債務者　山中　博美
１　決定年月日時　平成23年11月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６７号
愛媛県松山市居相３丁目10番26号　シティーハイツ居相203号
債務者　峯山　信一
１　決定年月日時　平成23年11月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７０号
愛媛県松山市東石井３丁目２番12号
債務者　高森　千恵
１　決定年月日時　平成23年11月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８９号
福岡県鞍手郡小竹町大字新多24番地の４
債務者　三浦　郁世
１　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
福岡地方裁判所直方支部